

第 4 回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><計画名称> 第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画</p>	<p>西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画</p>	
<p><用語の統一>制度名などの固有名詞を除く 障害のある人 障害のある子ども 子ども</p>	<p>障害者、障害のある方 障害児 お子さん、こども・・・など</p>	
<p>(1) 人口 本市の総人口は令和元(2019)年度に20.5万人を超えて以降、令和4(2022)年度まで20.5万人前後を推移しています。この傾向は今後も継続することが予想されており、令和8(2026)年度の推計人口は205,877人となっています。 <u>また年齢階層別にみると、65歳以上の老年人口は増加傾向、14歳以下の年少人口は減少傾向が続くと推計しています。</u></p>	<p>(1) 人口 本市の総人口は令和元(2019)年度に20.5万人を超えて以降、令和4(2022)年度まで20.5万人前後を推移しています。この傾向は今後も継続することが予想されており、令和8(2026)年度の推計人口は205,877人となっています。</p>	8 頁
<p>(3) 身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移 身体障害者手帳所持者数は、18歳以上の人が増加傾向にあり、令和4(2022)年度時点で5,687人に対し、18歳未満の人は<u>大きな増減はなく</u>、令和4(2022)年度時点で111人となっています。 <u>また、「平成28年度生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者実態調査)」では、年齢階級別の対前回比をみると65歳以上の増加が顕著であるとされており、身体障害者の高齢化に注視が必要な状況にあります。</u></p>	<p>(3) 身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移 身体障害者手帳所持者数は、18歳以上の方が増加傾向にあり、令和4(2022)年度時点で5,687人に対し、18歳未満の方は減少傾向にあり、令和4(2022)年度時点で111人となっています。</p>	9 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(4) 愛の手帳所持者数の年齢別の推移</p> <p>愛の手帳所持者数は、18歳以上の人が増加傾向にあり、令和4(2022)年度時点で1,169人に対し、18歳未満の人は大きな増減はなく、令和4(2022)年度時点で299人となっています。</p>	<p>(4) 愛の手帳所持者数の年齢別の推移</p> <p>愛の手帳所持者数は、18歳以上の方が増加傾向にあり、令和4(2022)年度時点で1,169人に対し、18歳未満の方は令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和4(2022)年度時点で299人となっています。</p>	9頁
<p>(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者数は、<u>18歳未満、18歳以上の双方で増加傾向にあり、18歳未満は令和4年(2022)度に77人、18歳以上は2,216人</u>となっており、平成30(2018)年度からの4年間で<u>18歳未満は約1.8倍、18歳以上は約1.3倍</u>となっています。</p>	<p>(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和4年(2022)度に2,293人となっており、平成30(2018)年度からの4年間で539人増加(約1.30倍)となっています。</p>	10頁
<p>2 児童・生徒及び教育機関の推移</p> <p>統計データを全体的に更新しました。</p>	未掲載	11～ 14頁
<p>4 前期計画の振り返り</p> <p>これまでの策定部会で検討してきた「重点推進項目検討シート」の課題整理の内容を基に追加しました。</p>	未掲載	16～ 20頁
<p>共生のまち西東京</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちが望む<u>地域共生社会</u>とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会です。 ・障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。 ・一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、<u>行政・事業者・関係機関・市民等</u>、<u>地域のみ</u>みんなで解決し、適切な支援につながっていく社会を作ります。 	<p>共生のまち西東京</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちが望む共生社会とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会です。 ・障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。 ・一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、<u>地域のみ</u>みんなで解決したり、適切な支援につながっていく社会をつくりま 	23頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。</p> <p>障害のある人が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。</p> <p>自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことだけではなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことも大切なことです。<u>あわせて、質の高いサービスを選択するため、サービスの質の向上や、安定的な人材確保、障害福祉サービス制度の適正な運用も求められるところです。</u></p> <p>また、障害のある人の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる保健・医療の提供体制を充実させていきます。</p> <p>本市では、家族以外に相談相手がない障害のある人が増加傾向にあります。障害のある人が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている人に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。</p> <p>また、発達障害や<u>グレーゾーン</u>、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、<u>医療的ケアが必要であるなど</u>、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、<u>また、障害のある人の高齢化が進むなど</u>多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくためには、幼少期から障害のある人と共に環境を共有することが重要になります。幼少期からの「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。</p> <p>障害のある方が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。</p> <p>自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことだけではなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことも大切なことです。</p> <p>また、障害のある方の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる保健・医療の提供体制を充実させていきます。</p> <p>本市では、家族以外に相談相手がない障害のある方が増加傾向にあります。障害のある方が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている方に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。</p> <p>また、発達障害や難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害など、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくためには、幼少期から障害のある方と共に環境を共有することが重要になります。幼少期からの「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。</p>	26 頁

第 4 回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
基本方針 1 の市独自の指標を追加	未掲載	27 頁
基本方針 2 の市独自の指標を追加	未掲載	29 頁
<p>基本方針 3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。</p> <p>障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活していく<u>地域共生社会の実現</u>のためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。</p> <p>調査では何らかの差別や偏見を感じたと障害のある人が一定数回答されており、人権への配慮が求められる状況です。地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への理解促進を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。</p> <p>障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。</p> <p>適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。</p> <p>さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICT を積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性に<u>かかわらず誰もが安心して</u>きる災害対策を進めていきます。</p>	<p>基本方針 3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。</p> <p>障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活するためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。</p> <p>調査では何らかの差別や偏見を感じた障害のある人は一定数おり、人権への配慮が求められる状況です。地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への理解促進を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。</p> <p>障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。</p> <p>適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。</p> <p>さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICT を積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性に配慮した災害対策を進めていきます。</p>	30 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><本市の方向性></p> <p>(2) 疾病等の予防・早期発見</p> <p><u>健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組み</u>により、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。</p>	<p>(2) 疾病等の予防・早期発見</p> <p>健康づくり、リスクの早期発見等により、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。</p>	31 頁
<p>(3) 情報発信・<u>アクセシビリティの確保</u></p> <p>サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信・<u>アクセシビリティ</u>に努めます。</p>	<p>(3) 情報発信</p> <p>サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信に努めます。</p>	31 頁
<p>基本方針3の市独自の指標を追加</p>	<p>未掲載</p>	31 頁
<p>1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援</p> <p>・事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めるとともに、<u>東京都による施設監査等と連携しながら、適正なサービス提供を図ります。</u></p>	<p>・事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。</p>	34 頁
<p>1-(2)-2 障害福祉サービスの提供量の確保策</p> <p>・医療的ケアや重度障害者の支援を実施する事業者へ、<u>引き続き障害者日中活動系サービス事業者推進事業により支援するとともに、</u>情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。</p>	<p>・医療的ケアや重度障害者の支援を実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。</p>	35 頁
<p>1-(2)-5 精神保健・医療の充実</p> <p>・<u>メンタルケアの必要な方が、受診行動を起こせない場合</u>に対し、医療や支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めていきます。</p>	<p>・精神面の課題を持つ場合等、本人が受診行動を起こせないケースに対し、医療や支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めていきます。</p> <p>・メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。</p>	35 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1-(2)-7 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。 ・<u>障害のある人が65歳を迎えるときは、介護保険に移行することが原則となっていますが、これまでと同様に一人一人の実情に合わせ、ご相談に応じ、介護保険では不足する支援やサービスを適切に提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き障害福祉サービス・介護保険制度の連携・調整を図ります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。 	35頁
<p>1-(2)-8 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保のため、庁内で社会福祉実習の受け入れを<u>実施</u>します。 ・<u>東京都等が実施している各種福祉人材確保策の周知に努める等、事業者の福祉人材確保を支援します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保のため、庁内で社会福祉実習の受け入れを行います。 	35頁
<p>1-(2)-9 専門的人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、東京都の研修をはじめ様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。</u> ・移動支援従業者養成研修、及び同行援護従業者養成研修を実施し、移動に困難を抱える人を支える人材育成・確保に努めます。 ・福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 ・サポーター養成講座や出前講座等を通じて、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者養成研修、及び同行援護従業者養成研修を実施し、移動に困難を抱える方を支える人材育成・確保に努めます。 ・福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 ・サポーター養成講座や出前講座等を通じて、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘に努めます。 	35頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1-(5)-1 療育・教育相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、成長や発達に心配のある子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を実施します。 ・教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの子どもについての<u>相談を受け、子どもの状態や状況を把握した上で、心理教育的ガイダンスや必要に応じて専門的なカウンセリングなどを実施します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、成長や発達に課題のあるお子さんについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行います。 ・教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行います。 	37 頁
<p>1-(5)-2 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等による丁寧な就学相談を実施します。 ・<u>児童・生徒への発達に関する気づきや支援のあり方について、保護者が、学級担任だけでなく教育支援コーディネーター含め学校側と相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。</u> ・<u>幼児から高校生年齢までの子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育てなどさまざまな相談対応を実施します。</u> ・<u>児童・生徒が抱える学校では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童・生徒への働きかけ、保護者等に対する支援、学校内における校内体制の支援、関係機関との連携・調整などを行います。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 ・市立小・中学校において教育支援コーディネーターが、個に応じた支援に向けた取組の中心的役割を円滑に行えるよう、教育委員会において教育支援コーディネーター連絡会を開催します。保護者が、子どもへの気づきや支援のあり方について学級担任だけでなく教育支援コーディネーター含め学校側と相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。 ・一人ひとりの子どもの多様な問題に対応するために、スクールソーシャルワーカーによる学校支援の充実を図ります。 ・子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等による丁寧な就学相談を実施します。 	38 頁
<p>1-(5)-6 特別支援学級の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育を実現するため、<u>関係各課と連携し</u>、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた教育を実現するため、対象となる児童・生徒数の状況の把握に努め、特別支援学級のあり方について整理し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図るとともに関係各課と連携していきます。 ・特性に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し、市内における配置バ 	39 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> ・移動などの際の安全を確保し、<u>安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を実施</u>します。 ・特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に向け、指導・助言及び教員研修を進めます。 	<p>ランスの他、将来的な需要等、総合的な教育環境の整備に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を安定的に図るため、学校に配置している他の支援員等との役割を整理し、介助員配置対象児童生徒の見直しを検討します。 ・個に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実に努めていきます。 ・特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に向け、指導・助言及び教員研修を一層充実させていきます。 	
<p>1-(5)-7 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の提供のため、<u>関係各課と連携し、保育要録の提供のほか、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。</u> ・特別支援教室、通級指導学級（ことばの教室）、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特徴や入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、児童発達支援センターひいらぎをはじめとする関係各課と連携し、周知を図ります。 ・発達に課題を感じているなど、具体的な支援・配慮を望む保護者のニーズが、就学先小学校に明確に伝わるよう、保護者、就学前機関や就学先小学校に丁寧に案内をしていくことで「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めます。 ・児童発達支援センターひいらぎでは、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 ・<u>保育園への臨床心理士などの派遣などを通して、保育園や幼稚園など就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の提供のため、保育士や、保護者に対して、子どもの理解や関わり方についてなどの助言を行うとともに、児童発達支援センターひいらぎと連携し、フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について周知していきます。 ・特別支援教室、通級指導学級（ことばの教室）、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特徴や入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、児童発達支援センターひいらぎをはじめとする関係各課と連携し、周知を図ります。 ・発達に課題があったり、具体的な支援・配慮を望む保護者のニーズが、就学先小学校に明確に伝わるよう、保護者、就学前機関や就学先小学校に丁寧に案内をしていくことで「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 ・児童発達支援センターひいらぎでは、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 ・切れ目のない支援の提供のため、関係各課へ保育要録の提供のほか、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 	39 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2-(1)-2 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施し、市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実に努めます。 ・障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施します。 ・職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを図ります。 	<p>2-(1)-8 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施し、市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実に努めます。 ・障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を行います。 ・職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。 	42 頁
<p>2-(1)-8 市における雇用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は雇用者として、障害者雇用を進めるため、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上に努めます。 	<p>2-(1)-2 市における雇用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は雇用者として、障害者雇用を進めるため、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。 	42 頁
<p>2-(3)-1 障害のある子どもを持つ保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・<u>発達の相談について心配な保護者等を対象に</u>、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるお子さんを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・発達の相談に関するハードルを下げるため、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のあるお子さんを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を行います。 	45 頁
<p>2-(3)-2 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制 1-(5)-2再掲</p>	新設	45 頁
<p>2-(3)-3 家族等に対するレスパイト等支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトの計画的な利用や緊急ショートの迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のある<u>子ども</u>を持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。 	<p>2-(3)-2 家族等に対するレスパイト等支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトの計画的な利用や緊急ショートの迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のお子さんを持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。 	45 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>2-(3)-4 ヤングケアラーに対する支援</u></p> <p>・障害のある家族を日常的に介護等する子ども（ヤングケアラー）の早期発見に努め、子ども家庭支援センターを中心とした関係機関相互の連携により、子どもたちの学びや暮らしを支援します。</p>	<p>新設</p>	<p>45 頁</p>
<p><u>2-(3)-5 保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策</u></p> <p>・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を実施します。</p>	<p>2-(3)-3 保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策</p> <p>・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を行います。</p>	<p>45 頁</p>
<p><u>2-(3)-6 高校等卒業後の夕方の居場所の充実</u></p> <p>・放課後等デイサービスからの日中活動系サービスの移行にあたっては、サービス提供時間の違いにより、家族の就労等に影響がでないよう、夕方時間帯の障害のある方の居場所の確保に向けた取組を進めます。</p>	<p>新設</p>	<p>45 頁</p>
<p>3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実</p> <p>・理解の促進のため、市報や市ホームページ等を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるとともに、ICT等の活用により障害のある人に直接情報を届ける手段について調査・研究を進めます。</p> <p>・障害者週間やイベントの機会等を活用し、障害のある人や障害のある人を支援する人の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図ります。</p>	<p>・理解の促進のため、市報や市ホームページ等を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。</p> <p>・障害者週間やイベントの機会等を活用し、障害のある方や障害のある方を支援する方の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図っていきます。</p>	<p>46 頁</p>
<p><u>3-(1)-4 障害のある人への理解促進</u></p> <p>・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」を引き続き実施します。</p> <p>・障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の周知と配布を継続して実施します。</p>	<p>3-(1)-8 障害のある方への理解促進</p> <p>・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」を引き続き実施します。</p> <p>・障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の周知と配布を継続して行います。</p>	<p>46 頁</p>

第 4 回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
3-(1)-5 地域交流の促進	3-(1)-4 地域交流の促進	46 頁
3-(1)-6 権利擁護に関する支援	3-(1)-5 権利擁護に関する支援	46 頁
<p>3-(1)-7 成年後見制度の適正な利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の育成及び活用を図るための研修を実施します。 ・<u>関係各課との定期的な打ち合わせを通じて、成年後見制度の利用に必要な情報共有を図ります。</u> ・成年後見制度の利用開始を円滑に行うため、ケースの初期段階から「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」や<u>担当課等</u>と連携を図ります。 	<p>3-(1)-6 成年後見制度の適正な利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の育成及び活用を図るための研修を行います。 ・中核機関の整備を実施し、成年後見制度の利用促進を進めます。 ・成年後見制度の利用開始を円滑に行うため、ケースの初期段階から「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」や地域共生課等と連携します。 	47 頁
3-(1)-8 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	3-(1)-7 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	47 頁
<p>3-(1)-9 障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「障害者サポーター養成講座」を受講した人がいるお店に、サポートステッカーを配布します。</u> ・<u>コミュニケーションボードの配布など、障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援を引き続き進めます。</u> 	新設	47 頁
3-(1)-10 悪質商法などの被害の防止	3-(1)-9 悪質商法などの被害の防止	47 頁
<p>3-(1)-11 障害のある人を支援する設備について、市民への正しい情報提供、意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各 5 駅<u>周辺</u>に放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対して注意を促します。 	<p>3-(1)-10 障害のある方を支援する設備について、市民への正しい情報提供、意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各 5 駅において、放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。 	47 頁

第 4 回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> ・市営 駐車場において、誘導員を配置し、障害のある人が障害者用駐車スペースに駐車できるよう誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営駐車場において、誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。 	
<p>3-(3)-2 障害特性に配慮した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT 等を活用し、(音訳サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など) 障害特性に合わせた配慮を進めます。 ・市が提供する各種情報について、音訳サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT 等を活用し、(音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など) 障害特性に合わせた配慮を行います。 ・市が提供する各種情報について、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。 	49 頁
<p>3-(4)-3 歩行環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある人や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロック等の視覚障害者の安全性及び利便性を向上させる設備について、利用状況等・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある方や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し進め、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロックについて、利用状況等・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。 	50 頁
<p>3-(4)-12 社会福祉施設等と地域の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を進めます。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るように努めます。 ・福祉事業所と要配慮者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、担当課と連携し調整を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を積極的に促します。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るように努めます。 ・福祉事業所と要援護者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、危機管理課と連携し検討を進めます。 	52 頁

第4回委員会資料からの新旧対照表

新	旧	備考欄
第5・6・7章は素案冊子を参照ください。	全面刷新	54～ 101頁